

役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈徳会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の役員報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の理事長に対して報酬を支給する。ただし、職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、月額300,000円とする。

(支給日)

第3条 理事長の報酬は、毎月15日（支給日が銀行休業の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から目的地までの距離数により計算し、以下の通り交通費を支給する。但し、片道10km未満は、交通費を支給しない。

片道10km以上20km未満 2,000円

片道20km以上40km未満 4,000円

以後10km増す毎に 1,000円

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき 5,000円

宿泊費 1泊につき 10,000円

(表彰)

第5条 法人の運営に貢献したと認められるものに対して表彰を行う。

表彰の要件は以下の通りとする。

1) 法人以外の機関又は団体等が行う表彰規定により表彰を受け、かつ理事長により法人及び施設の経営又は運営に貢献したと認められる者

感謝状及び金一封（3万円）

2) 法人の理事、監事又は評議員の在任期間が通算20年未満で退任する者

感謝状及び金一封（3万円）

3) 法人の理事、監事又は評議員の在任期間が通算20年以上退任する者

感謝状及び金一封（5万円）

(改 正)

第6条 この規程の改正については、理事会の決議により行なう。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。